

8月29日 文化財保護法施行記念日  
 9月1日 防災の日・性病予防週間  
 9月10日 促進デー  
 9月13日 万国博覧会閉会  
 9月15日 敬老の日・老人福祉週間  
 9月24日 敬老の日・老人福祉運動  
 9月 結核予防週間

# 昭和村公報

創刊号  
 昭和45年8月23日  
 発行 昭和村役場  
 編集 企画室  
 印刷 笠井印刷

## 広報発刊のあいさつ

今般皆さまのご支持によりまして、村政を担当いたしますことになりました。もとより微力でありま

すが、誠心誠意村の発展、住民福祉の増進に努力いたしてまいりますので各位のご協力を心からお願



い申しあげます。私の村政執行の姿勢は「村民のための公正、誠実な村政の推進」

にあります。村民のための村政実現には、まず村政の状況を村民の皆様

に知っていただくことが必要であります。今回公報を発行いたしました

管、窓口事務を一本化し、一つの窓口にて総ての手續がができるようにいたしました。

また、村開発計画の樹立推進を担当する企画室を新設、昭和村

百年の大計に誤りないよう対処いたしてまいります。この広報発行

事務もここでを行います。職員も、退職者、室の新設に伴い

職員も、退職者、室の新設に伴い、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

## ＝広報発刊によせて＝

昭和村議会議員  
 有泉 淳夫

し、ご挨拶を申しあげます。新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

され、新しい地方自治制度が施行され、新しい地方自治制度が施行

この発刊号は準備も不十分のため企画内容とも整っておりません、これから皆さまのご意見、発表や文芸欄等も設けるなど逐次勉強して充実した村民のための村政

広報発刊に際し一言申しまして挨拶いたします。

昭和村長 石原 忠則

の成果が着々認められるとき、我々はこれを受けてたつ立場にもある

政を村政進展のために活用するかが、急務と云えるでしょう。

このような観点から考えるとき、広報の発刊が今日に至つたことは

あまりにも手ばなしで喜べることでないことも承知いたしております。



議会人としても、また村民の声としても、ここ数年より「村

のビジョンを明記すべきだ」との指摘が強く村当局に対し要請があ

つた事実からしても、決して早いとは言えず当然のことと云えるで

世帯と人口	
7月中の人口動態	計 31
男	14
女	9
出生	1
死亡	1
転入	5
転出	5
差引	6
8月1日現在人口	計 37
男	2,856
女	2,891
計	5,747
世帯数	1,437

うかと思ひます。時あたかも石原新村長を迎え機構改革の一環として企画室が設置され、また従来の各課の陣容が刷新されました。

幸にして、私どもの心配した諸問題も県が前向きに地域住民の意思を尊重する中で、国の考え方

より大巾に延びた現在、健全な村行政の中で村の人々との対話の積

重ねの上に立つて、企画室において、誤りない総合計画をなおされ

ることを切望するとともに、又我々も村当局と表裏一対の立場から最善の協力を約束するものであります。

今後一年に、何号かの広報の発行することにより、村行政の状況を、村の方々にお知らせすること

# 救急車の呼出しは役場へ

八月一日から救急を要する場合には、甲府市の救急車が来ます。

最近、本村内でも、交通事故などの救急を要する事態が、ひんぱんに発生しています。

## 救急業務始まる

救急業務は、本村自体で実施するのが立前ですが多額の経費を必要とするため、これを甲府市に委託することに、甲府市と話し合いを進めてきました。このほど話し合いがまとまり、八月一日から甲府市の救急車が本村内にも出動してくれることになりました。

救急車が出動するのは、次のような傷病者で緊急に病院、診療所などへ搬送する必要がある場合

ア、交通事故、天災などによる事故のため生じた傷病者。  
イ、路上、公園、遊園地などの屋外や、公会堂、劇場、飯店などの一般の人が出入する場所ので発生した事故により生じた傷病者。

二、次のような傷病者で、迅速に病院、診療所などへ搬送するの、他に適当な方法がない場合、ア、工場、作業場、学校などで発生した事故により生じた傷病者。  
イ、家庭などで発生した事故により生じた傷病者（急病人、病状の急変した病人など。）

救急車の出動を要請するのには、原則として、日中、夜間を問わず、いつでも役場に電話、その他の方法で連絡してください。役場から甲府市消防本部に連絡します。



救 急 車

【役場の電話は】  
昭和局四番、一七三番、  
(集)八三九一番

## 保険料が七月から「四五〇円」に

年金額は国民の生活水準や経済の変動に見合ったものであることが、六倍に上げられたこと、保険料もこの引き上げに合せて上げられました。国も各自保険料の半額を負担して積立てておられます。

### 保険料の額

区分	現在月額	45年7月から47年7月まで	
		45年7月 47年6月まで	47年7月 から
20才→34才	250円	450円	550円
35才→59才	300円		

## 年金支給額あがる

年金額が七月から別表のように引き上げられました。

年齢の種別	改正前	改正後
老年年金	月額 円	月額 円
10年給付の場合	2,000	5,000
25年	5,000	8,000
40年	8,000	12,800
障害年金		
最低保障額	月額 円	月額 円
2歳	5,000	8,000
2歳	6,000	10,000
母子年金	月額 円	月額 円
(母子年金) 4,600円	7,600	
遺児年金 月額 2,500円	7,600	
死亡一時金	5,000円	10,000円
納付月数に 応じて	7,000	10,000

減産ができましたことは各農家の理解と協力があったことは云うまでもありません。別表は本村の集計表です。

## 順調・米の生産調整

日本民族と米は切り離せないものです。それは米がもつとも大切な国民の食糧でありまた農業生産の大宗であるからです、農民は毎年の豊凶に一喜一憂してまいりました。戦後の農業生産力水準に達したのは長い間のたゆまざる精心と努力の結果であると云えましよう。

### 4 申込手続

1 申込の受付は商工会及役場で行ないます。

2 融資申込を受けたら審査を行ない、適正な方に貸付を決定します。

3 申込の審査は村及び議会、商工会、金融機関の代表者等より構成する審査委員会で行います。

以上がこの制度の概要ですが、詳しくは商工会事務所へお問合せください。

## 商工業のみなさんに福音

### 小口資金 融資制度で できる

昭和村内の中小企業者の信用力と担保力の不足を補い、小口金融の円滑を図り、村内商工業の育成を目的に今年度八月一日より小口資金融資の制度ができました。その貸付内容は次のとおりですが、商工業の業者の皆さんにはこの制度を理解して十分活用し、企業者の発展を計つてくださるよう希望します。

### 1 この制度の目的

信用保証協会が中小企業保険法による保険で補われない部分の損失について、町村が補償することによって、村内中小企業者の信用を保証し、村業者の資金調達を容易にしようとするものであります。

2 村の補償及寄託に就てこの小口資金制度の創設のため村において山梨県信用保証協会に対し「五十万円」を寄託しました。保証協会は、この金を村の指定する金融機関（本村の場合は巨摩信用組合敷島支店）に寄託することに、よって保証融資の資金源とし、「十五倍」を限度として保証協会において貸出の保証を行ないます。

3 貸付の条件  
1 貸付金額は三〇万円以下です。  
2 貸付の期間は原則として一ヶ年以内

3 原則として保証人を二名付すこと

4 貸付利率は日歩二銭二厘です

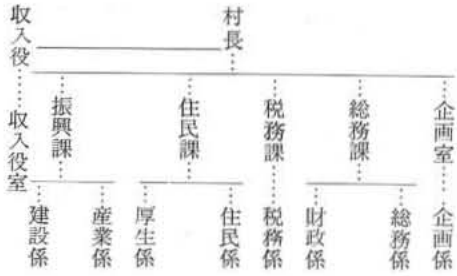
調整農家戸数 389戸  
調整面積 78.34  
休 耕 26.92  
転かん 51.42

# 企画室を新設

各課の名称一部変更  
地域の発展と  
住民サービス向上に

## 役場事務機構の合理化はかる

めまぐるしく発展する世の中の変化に応じて、村が住民の皆さんの要望にこたえ、より効果的な行政運営を行なうためには、いつも新しい觀念にもとずくところの新しい経営のあり方が必要であると考えます。村の任務としての最終目標が住民の皆さんの福祉の向上にあることは、いまでもありません。このような考えからして今回役場の事務機構の合理化を計画し、八月一日より新機構で行つていきます。



## 運転者も歩行者もご用心

長い長い戦争をしてこれからも多分いつまでも続くであろう交通戦争私たちの生活の場所すべてが戦場とあつては、誰しもその対策に腐心するのは当然のことです。警察庁が今国会に提出して四月二十八日の衆議院本会議で可決、成立した道路交通法の一部改正案も交通戦争に対処する大切な防衛策と云えましょう。改正案の特色は、1酒気を帯びた運転に対する規則と罰則の強化。2二十才未満の少年に対する交通反則通告制度の適用。3駐車違反対

## 道路交通法改正さる

策としての交通巡視員制度の採用などで八月二十日から実施されることになつていきます。このように大巾な改正がなされるのは昭和三十五年、四十三年に次いで三度目、これらの改正年度をみてもいゆる、カーブームのエスカレートぶりがうかがえます。そこで今回の改正点を要約してみました。

### ◆ ドライバー

全死亡事故の約九割を占める飲酒運転の規則、罰則が強化されたのが大きな特長、罰則では、呼気一立中〇、二五ミリグラム未満、つまり個人差にもよりますが、ピ



ールをコップに一、二はい飲んで三十分たつた状態までは認められていましたが、これからは酒を一つきでも飲んだら、自動車を運転してはならないということが義務づけられました。正常な運転ができないようなドライバーに対する罰則は、現行の「一年以下の懲役または五万円以下の罰金」から、二年以下の懲役または五万円以下の罰金へと引き上げられました。また、これまでスピード違反や追い越し違反など、ほかの違反がなければ処罰されなかつた、酒気帯び運転も、これから呼気一リツトル中、二、五ミリグラム以上の酒気を帯びていればそれだけで三月以下の懲役か、三万円以下の罰金を課せられることになりました。

◆ 少年  
事故防止の観点から、少年にも交通反則金制度が適用されることになりました。これまでは違反をしても少年であるが故に野放しだつたのが、少年法の改正をまたずに、道路交通法



上では少年も成人扱いを受け、初犯者は勿論、過去一年以内に運転免許停止処分を受けたものでも、軽い違反は、(反則者として)交通反則通告制度が適用されます。

◆ 弱者対策  
幼児や児童を死亡事故から守り、自転車保護を目的とした項目が新設されました。まず、児童対策では、児童が乗降中のスクールバスの安全を確保するため、側方を通過するため、側方を通過する車は徐行し、安全を確認することが定められました。これに違反したドライバーは三月以下の懲役か、三万円以下の罰金がせられます。

さらに自転車関係では、歩道と車道から独立した自転車道が設けられている場合、他の車はここを通ることができず、違反すれば三月以下の懲役か、三万円以下の罰金。この場合、自転車も自転車道を通らないと一万円以下の罰金が課せられます。

このほか、自転車事故から守るため、自転車道を設置できないところでは、一部道路標識で指定された場所に限って、歩道を走ることができるようになりました。しかし、これも歩行者の通行を妨げた場合は、一万円以下の罰金をとられますからご注意ください。

◆ 交通巡視員制度  
駐車違反のお目付役として、交通巡視員が誕生するの、今度の改正点の特色です。交通巡視員は①手信号などによる交通整理。②違法駐車移動命令、移動措置。③駐車違反をした反則者に対する告知。④斜め横断や信号無視などの歩行者に対する正しい通行方法の指示を任せています。交通事故処理に代つて、違法駐車や警官に代つて、違法駐車と協力して、児童の誘導等にもあたったり事故を未然に防ぐのがねらいとなつていきます。

# 十月一日 国勢調査の日

## 調査員がきまりました

五年に一度日本の人口その他を調べる大切な調査です。村民の皆さんの協力をお願いします。調査員がきまりました。

阿原 伊藤 泉 安昌  
築地 奥石 磯部 富雄  
飯喰 今沢 佳幸  
河西 堀之内 熊造 萩原 貞夫  
上河東 井上 久雄  
昭和村を二十一調査区に分け、二十二項目にわたって調査します。昭和村では九月二十五日頃より各調査区の調査員が各家庭を訪問し調査にあたるのでご協力をお願いします。

一区 野呂 瀨一郎 三井 浩  
二区 五味 義章 志村 磯次  
有本 牛雄 河西 真  
清水 太田 豊 中山 寿太郎  
新田 若尾 敏  
押越 小林 重美 花形 先雄  
中島 雨宮 範雄 山下 孝弘

## 「思想の浸透を図る」

一、趣 旨  
火災予防思想の浸透を図るため小中学校の児童生徒に対して防火意識を徹底させるとともに、児童生徒を嚆して家庭における火災予防に安する、注意と関心を喚起する。

二、主 催  
山梨県 山梨県消防協会

三、後 援  
山梨県教育委員会

四、応募規定  
1 応募資格  
第一部 小学校の児童  
第二部 中学校の生徒  
2 作品の課題  
ア、応募作品は火災予防についての関心を高める内容のもの

## 火災予防ポスター募集

で、規格はB4判(二五七ミリ×三六四ミリ)以上、色彩は自由とする。  
イ、応募作品は一人一点とし、その裏面に学校名、学年、氏名、年令を明記し必ず「ふりがな」をつけること。  
ウ、応募作品は一切返却しない。  
エ、入選作品の版權は主催者に帰属する。  
3 締切り期日  
昭和四十五年九月十日(木)当日消印のあるものは受け付ける。  
4 送付先  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県消防防災課予防係あて学校単位にとりまとめ送付ま

## 市川光男氏に

## 善行賞



甲府地方事務局では、第二十回社会を明るくする運動を展開するに当り、日ごろ明るい社会建設のため、献身的に社会奉仕の活動をなされた方々に善行賞を贈ることをきめ、入選が進められていたが、本村関係からは、河西九六一番地運送業市川光男氏(四〇)が選ばれ去る七月七日山梨県民会館において表彰されました。

## 特別職及び

## 各行政委員決まる

今まで欠員となっていた処の、取人役、教育委員二名、監査委員固定資産評価審査委員の選任を行ない議会の同意を得て発令しました。

取 入 役 河田 正雄氏  
教育委員 三神 広光氏  
齊藤 佐内氏  
監査委員 田中 豊蔵氏  
固定資産評 佐野 正氏  
価審査委員

## 村総合計画審議会

## 発足する

村長の諮問に応じて総合計画についての調査及び審議する機関として総合計画審議会が発足しました。会長及び委員は次の各氏が委嘱された。

会 長 宮崎正一氏 (学識経験者)  
副会長 井上 亨氏 (民生委員総務)  
委 員 有泉淳夫氏 (村議会議長)  
深川市郎氏 (村)副議長  
磯部 信氏 (議会常任委員長)  
小宮山胖氏  
田中良夫氏  
井上久雄氏 (区長会長)  
佐野六明氏 (副会長)  
井口儀作氏

## 交通安全標語

無理するな・いねむり  
いらいら事故を呼ぶ  
交通ルール守って楽しい  
夏休み・飲んだら乗らない・酒は交通事故のもと  
まず示せ・正しい歩行  
はおとなから



浅川 (通氏) 農業委員長  
細田文雄氏 副会長  
野沢 弉氏  
井口 等氏 (昭和農協長)  
今井照博氏 (教育委員長)  
込山保種氏 (商工会長)  
依田駒夫氏 (消防団長)  
中山寿太郎氏 (学識経験者)  
小宮山光治氏  
磯部秋雄氏



# 身心障害者に明るい話題

## 扶養共済制度実施される

心身に障害のある者を扶養して、保護者にとつて大きな、なやみの一つは、自分に万一のことが起つた場合、残された障害者を誰が面倒をみてくれるかということ、親なき後に残される障害児の経済的保障を同じ悩みをもつ保護者が相互扶助の精神によつてお互に掛金を出し合いその資金を財源に親なき後の障害児に終身年金が受けられるよう保障してもらおうもので、加入、脱退が自由な私的保障制度です。

### 対象となる心身障害者

この制度の加入対象となる心身障害者は、次の各号のいずれかに該当するものであつて将来、独立自活することが困難であると認められる者とする。

- 1 精神薄弱者（児童相談所および精神薄弱者更生相談所で認められた者）
- 2 身体障害者程度等級表の1級から3級までに該当する障害を有する者（身体障害者手帳を有する者または児童相談所、身体障害者更生相談所、もしくは県福祉事務所で認められた者）
- 3 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二号に掲げる者と同程度と認められる者。（専門医の診断に基づき、児童相談所、精神薄弱者更生相談所、または身体障害者更生相談所が認められた者）

加入者は現に前項に規定する心

# 季節の話題

## 八月（はつき）

八月のことを、和名では「はつき」といいます。日本書紀の神武天皇東征の条に、この呼び名が出てきますから、ずいぶん古くから使われていたようですが、その由来は、大ざつぱらいつて次の三つがあげられます。

一、八月（新暦では九月）になると、そろそろ木の葉が落ちる、つまり、葉落月というところから「葉月」といわれるようになった。二、八月になると雁（がん）が初めて飛来することから「初来月」と呼ばれ、これがきまつて



「はつき」となつた。三、八月には稲の穂がふくらむ、つまり、穂かほる月、が縮まつて「はつき」となつた。いずれにしても自然の移り変りの季節を言い現わしたものです。暑い暑いといつても、水の流れ、雲の色、風の音、また身の回り起居の間にも、秋が近づいたという感じはしてくるものです。昼はセミや金魚売りの声、夜は納涼花火や盆踊りにぎやかなこのごろですがお子さんの夜ふかしには十分に注意してやりましょう

- 身障害者を扶養している親族
- 1 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む）
  - 2 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母またはその他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む）

### 加入要件

- 1 県の区域内に住所を有する者。
- 2 四五才未満であること、ただし昭和四十六年三月三十一日まで加入する場合においては六五才未満まで認められる。

### 掛 金

年令区分	掛金月額
三五才未満の者	一、〇〇〇円
三五才以上	一、三〇〇円
四五才未満の者	一、五〇〇円
四五才以上の者	一、五〇〇円

ただし、加入者のうち生活が困難な者、および非常災害により掛金を納付することが困難な者については、次の率で掛金を減額するものとする。

生活保護世帯	百分の八十
市町村民税非課税世帯	百分の五十
非常災害により掛金を納付することが困難な世帯	百分の五十

### 年金の給付額

加入者が死亡し、または廃疾となつたときは、その日の属する月からその者が扶養していた心身障害者に対し年金を支給する。年金の額は月額二万円とする。

加入等についての相談は役場住民課窓口へおいでください

# 行事一覽表

八月	八月・九月
八月 一日 農家台帳及び農業者動向調査始まる。	八月 二三日 第九回昭昭和村育成会 親善ソフトボール大会
八月 十六日 第一回昭昭和村ソフトボール大会（三五才以上）	八月 下旬 昭昭和局電話自動化促進代表者会議
八月 十七日 キッチンカー（料理講習）午前中上河東 午後 築地	九月 六日 第一回昭昭和村バレエ
	九月 中旬 昭昭和村議会第三回定例会

### ぶどう酒の密造はやめましょう

ぶどう酒の密造は酒税法に違反し処罰されます。家庭で造れるお酒は、しようちゅうなどに梅、みかん等次の十四種類の果物をつけたものに限られます。

梅（庭うめは除く）みかん、梅、あんず、等を原料としたお

# 窓 口

## 印鑑届・印鑑証明は

◎本人がおいでください

昨今、土地の売買、相続登記などの関係で印鑑証明を使用する機会が増えています。ところでご承知のように印鑑届及び証明というものは、それを受けようとする本人が役場の窓口へ来て、届出および申請をしていただくものです。

日頃窓口で皆さま方に接しておりますと、このことを安易に考えておられる方が一部にあるように見受けられます。今までは顔見知り等のこともあり、できるだけ皆さま方の便宜を計るよう心掛けてきたのですが、他市町村において印鑑登録取り扱ひの改革などもあり、そこで皆さま方の権利を守る上からも、ぜひ認識を改めていただきます。印鑑届及び証明は必ず本人が役場の窓口へ出て来て届出および申請をするようにして下さい。なお、病氣その他の事情で本人がどうしても役場へ来られない事情のある場合は、必ず本人自筆の委任状に二十円切手をはり、代理人に印鑑証明の場合必要数を明示して、その委任状と印鑑とお渡しして申請をお願いするようにして下さい。

出および申請がなされることでず酒は造れません。造るときは次の三点に注意して下さい。

- 1 アルコール分二十度以上でなければ造ることはできません。
- 2 発酵するような操作を加えることはできません。（ぶどうをつぶして造ること等です。）
- 3 家用に供するものであること

